

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、医療の高度化や高齢化の進展に伴い、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体のあり方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

(2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 生活保護費返還金等について、適正な債権管理に必要となる経費について財政措置を講じること。また、生活保護費からの調整を可能とすること。

(4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

(6) 入学準備金について、実態に即したものとすること。

(7) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分費等について、

財政支援措置を講じること。

- (8) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないよう制度を改めること。
- (9) 介護保険法における住所地特例の対象となった者については、生活保護制度においても従前の住所を所管する自治体がその実施責任を担うようにすること。
- (10) 生活に困窮した外国人に対する生活保護上の行政措置について、対象の拡大を図るとともに、その費用については全額国庫負担とすること。
- (11) 受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について財政措置を講じること。

2. 生活困窮者自立支援制度等について

- (1) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

- (2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、補助対象や補助率を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。
- (3) 生活困窮者の自殺予防対策を講じるため、住民税の滞納情報の活用を可能とすること。

3. 生活福祉資金貸付制度の充実・強化を図ること。

4. 民生委員の活動支援等について

- (1) 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、活動費を現状に見合った額とするとともに、負担軽減を図るなど、処遇改善の措置を講じること。
また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。
さらに、ガイドラインを策定するなど、自治会等の地域支援者との間で個人情報共有するための措置を講じること。

(2) 民生委員の担い手を円滑に確保できるよう、年齢要件を見直すこと。

また、60歳から65歳の就職者が民生委員として活動できる環境を整備するため、民生委員が果たす役割について、企業に周知を図ること。

(3) 民生委員の再任時における推薦調書を省略し、事務の簡素化を図ること。

5. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給について、円滑な事務の実施と体制整備のため、十分な財政措置を講じること。

6. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報への取扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインを作成するなど、必要な措置を講じること。

7. 認知症高齢者支援に伴う市町村調査権を明確化するための法整備を行うこと。

8. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。